

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-16 (145)	一時保護所入所者数を踏まえた職員の配置について	<p>一時保護所入所者の定員超過が常態的となっており、児童一人一人に適切なケアを行うための職員が十分に配置されている状況とは言えない。また、夜間の一時保護所は最低限の職員しか確保できておらず、警察からの身柄通告などにより夜間に一時保護所に入所する児童もいる中で、新たに児童が入所してきた際の、児童への対応が手薄になる状況である。</p> <p>したがって、福祉保健局は、一時保護された児童の適切なケアを行うために、一時保護所の在籍児童数を踏まえた十分な職員配置を行われない。また、夜間においても児童に対応する職員が不足しないように、夜間の一時保護所の職員配置を充実させたい。</p>	<p>一時保護所の人員配置について、国基準より手厚く配置するとともに、看護師、心理職、学習指導員、保護クラークなどを配置し、子供一人ひとりの状況に応じた適切な援助を行っている。</p> <p>令和2年度は、一時保護所職員を175名から9名増員し、計184名の職員を配置している。夜間の見守り体制を厚くするとともに、常勤の心理職を3所に配置し、一時保護児童の心理ケアの充実を図るなど、24時間365日、児童を見守る体制を強化した。今後も、常勤心理職の配置を上げていくなど、一時保護児童の心理ケアの充実に向けて、一時保護所職員の体制強化の取組を進めていく。</p>	改善中
意見	1-17 (150)	虐待に関する警察との連携について	<p>平成30年9月14日に発表した「児童相談体制の強化に向けた緊急対策」において、警察との更なる連携強化を進め、虐待に該当しないケースや児童相談所の助言指導で終了したケースを除き、リスクが高いと考えられるケースは全て共有することになるとのことである。</p> <p>警察と児童相談所の虐待情報共有のあり方については、様々な考え方があり、虐待してしまうことに悩む保護者や近隣、知人が、相談を躊躇することがないよう対応策を講じた上で、今後も虐待を受けている子供の命を守るべく、引き続き、必要に応じ警察との連携方法を検討し、更なる連携強化に努められたい。</p>	<p>平成30年9月に警視庁と新たな協定を締結し、リスクが高いと考えられるケース（身体的虐待、ネグレクト、性的虐待のうち、支援継続中の事案等）を全て共有している。また、情報の共有に加え、児童相談所及び警察が安全確認の場面において的確に連携を図れるよう、警察への援助要請の判断基準を定め、虐待が疑われる家庭で、保護者が子供の安全確認に抵抗することが想定される場合などには、児童相談所から警察に対し、援助要請をしている。</p> <p>平成30年10月から新協定に基づく運用を開始し、上記の取組の充実を図るため、各児童相談所で年に1回、警察との地区連絡会の中で、協定の運用状況を確認し、意見交換を行うなど、連携を深めており、今後も継続して実施する。</p> <p>福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長と警視庁生活安全部少年育成課長は、年に1回、代表者意見交換会を実施するとともに、少子社会対策部家庭支援課長と少年育成課課長代理は、年に2回、実務者意見交換会を開催している。なお、代表者意見交換会・実務者意見交換会については、開催回数にとらわれず必要に応じて開催している。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-18 (152)	区市町村のホームページにおける相談窓口案内について	<p>各区市町村のホームページや公益財団法人東京都福祉保健財団が管理運営しているホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」における「子供に関する相談窓口」の案内を閲覧したところ、一部の区市町村において、電話番号である03-3202-4152を案内しているものが見受けられた。また、都では新規相談窓口としては案内していない03-5937-2330についても、夜間・休日の窓口として案内している区市町村も見受けられた。</p> <p>福祉保健局は、相談者が適時に相談できるように、誤記載のある区市町村に対して相談窓口に関して正しい情報を周知し、区市町村のホームページを更新するよう指示された。</p>	<p>児童相談所の窓口案内については、都のホームページ、刊行物等、各種イベントなどにより、普及啓発を行っている。</p> <p>特に毎年発行される刊行物などについては、年に1回、内容等を更新しているほか、ホームページなどは随時更新している。</p> <p>児童相談所の刊行物については、区市町村に対しても、定期的に周知や配布を行っており、情報共有を図っている。</p> <p>区市町村のホームページで案内している窓口に誤りがあることを把握した場合には、速やかに訂正を依頼するよう努めていく。</p> <p>4152電話相談の電話番号の誤記載については、各区市町村のホームページを確認し、03-電話番号の03-3202-4152を案内している区市町村については連絡を行い、現電話番号の03-3366-4152に修正を依頼した。</p> <p>03-5937-2330については、包括外部監査以前から取扱いに変更はなく、夜間・休日の緊急の場合の窓口として東京都児童相談センター・児童相談所一覧のホームページに掲載されている。</p>	改善済
意見	1-19 (154)	児童相談所全国共通ダイヤルの夜間対応について	<p>児童相談所全国共通ダイヤルの夜間、休日対応について、電話を受ける委託業者が直接110番通報するか、相談者に対して110番通報を促すかに関しての緊急性の判断が非常に重要となる。業者の判断により直接110番通報しなかった場合に、子供の安全が確保されず、危険にさらされることになってはならない。</p> <p>児童相談所全国共通ダイヤルの夜間対応により子供の安全が確実に守られるよう、どのようなケースの場合、業者が直接110番通報を行うべきか、また、どのような場合、相談者に通報を促すべきか、具体的な事例を掲載するなど、マニュアルの周の充実を図るとともに、その確実な実行を担保する体制を整備されたい。</p>	<p>警察との連携について、虐待通告と判断する内容については、翌開庁日に児童相談所へ申し送る旨を相談者へ説明し、緊急の場合には、相談者から110番通報するよう促している。特に、すぐにも110番通報を促す内容としては、急迫した生命・身体の危険に関わる相談や、保護者の怒鳴り声や子供のひどい叫び声があるといった場合などを具体的に想定し、委託業者と共有している。また、110番通報を拒否された場合や当事者からの緊迫した内容の相談（今すぐにでも殺してしまおう、など）等については、委託業者から直接110番通報することとして整理している。業者から110番通報した際には、通報後に、夜間連絡調整員への報告及び翌開庁日における児童相談所への引継ぎを徹底し、警察と児童相談所の連携が円滑になされるようにしている。</p> <p>委託業者の業務に関するマニュアルについては、令和2年10月に警察通報のリスク判断を含む委託業務全般に関する実態調査を実施し、その結果を踏まえて委託業務について検証を行った。具体的な改定は令和2年度中を予定している。令和3年度のマニュアルには、警察通報事例をはじめ、検証内容を確実に反映させる。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-20(157)	よいこに電話相談の電話応答率への対応について	子供に関する様々な相談を受け付ける電話相談窓口として、児童相談センターでは、よいこに(4152)電話相談を開始している。平成27年度以降の4152電話相談の応答率は50%に満たない状況である。応答できない理由は、電話相談が増加するタイミングで、電話相談を受ける相談員が十分に配置できていないことが挙げられる。福祉保健局は、4152電話相談の応答率を向上させるために、電話に電話できなかった件数の発生状況を分析し、相談が増加するタイミングで十分な人員配置を行うことができるように、児童相談センター相談援助課電話相談事業担当の職員に配置方法を見直されたい。	4152電話相談においては、電話に電話できなかった件数の発生状況を確認し、改善の可否を検討した結果、応答率が低い夜間帯に相談員の配置を増やす取組を令和2年2月から開始した。具体的には、午前中に配置する人数と夜間帯に配置する最低人数を決めておき、午前中の配線を希望する人数が最低人数より多い日は、相談員の休暇、時間帯の希望等を考慮した上で、午前中の配置人数のうち1人を夜間帯に配置するようにした。その結果、午前中の応答率を維持したまま、全体の応答率は向上しており、平成29年度が39.4%、平成30年度が35.7%に対して、令和元年度は49.9%となった。また、対象が都内在住、在学の児童及び保護者ということをもホームページ上に明記し、都民以外の相談には、居住地域のサービス電話番号を紹介する案内を行っており、応答率の向上に努めている。あわせて、研修やスーパーバイス体制を強化し、相談技術の向上と適切な相談時間とする取組を実施している。	改善済
意見	1-21(159)	児童記録票綴の組織的 management とファイリング方法について	福祉保健局は、都の児童相談所における児童記録票綴の保管について、共有の保管場所を管理することを検討されたい。また、児童記録票綴については、目次やインデックスがなく、作成口付が閲覧できないため、ファイリングされている様々な資料を時系列に把握しづらく、児童の情報について、特に担当者以外が適時に適切に把握できる状態にはなっていないものと見受けられる。したがって、福祉保健局及び児童相談所は、児童の個人情報に関する書類が、どこに所在しているのかを組織的に管理できるように、インデックスを児童記録票綴に付すことを検討されたい。	令和元年度の管理課長代理会議で、インデックスに限らず、分かりやすい保管方法などにより、児童記録表を適切に管理するよう、各所に通知を出して周知を行った。鍵付きのキャビネットに入れて保管するなど、個人情報の管理方法を徹底しており、各所で継続して保管方法を検討していく。	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-22(163)	事例検討研修の確実な実施について	平成29年度の研修の実施状況を確認すると、当初、秋以降の必修研修として予定されていた事例検討研修が、実施日程の調整がつかなかったことを理由に実施を見送られていた。事例検討研修を実施できないのであれば、人材育成の更なる強化のために行われたカリキュラムの見直し意義を担うものであると考えられる。児童相談センターは、特に重要性の高い研修は、日程等の変更があっても研修実施自体が見送られることのないよう、研修の確実な実施に努められた。	都は、研修計画に基づき、年間を通じて組織的に児童相談所職員の人材育成に取り組んでいる。研修については、経験年数等に応じて、様々なカリキュラムが準備されており、OJTとOFF-JTを有機的に組み合わせ、実務につながるよう工夫をしている。また、研修の実効性を高めるため、様々な分野から、また所内外から、専門性の高い講師陣を選定している。必修研修が確実に実施されるよう、講師との調整を早期に実施している。また、計画における実施時期にこだわらず、調整ができたものは実施しており、平成30年度及び令和元年度は、特に事例検討研修について、日程等の計画変更があっても、職員の受講機会を設けることを優先して調整に当たった。新型コロナウイルス感染症の影響でやむなく中止したものはあったが、令和元年度についてはおおよそ予定の研修を実施した。	改善済
意見	1-23(165)	一時保護所に設置された屋外遊具の定期点検の実施について	遊具の定期点検の頻度は年1回以上とすべきであるとする、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針」を参考として、一時保護所でも児童が安全に遊具を利用できるような管理を行う必要がある。この点、都の一時保護所では、遊具の定期的な点検は行っておらず、不具合を見つけた場合に随時修理等の対応をしているとのことであった。屋外の大型遊具は、乗ったり登ったりなど、児童が体を預けた遊びに利用できるものが多く、利用中に故障した場合は入さなければならぬおそれもある。福祉保健局及び遊具を有している児童相談所は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準じ、一時保護所においても、現状行っている随時の修繕対応に加え、定期的な点検を実施されたい。	令和元年12月に、児童相談センターの一時保護所において、専門技術者による点検を実施した。また日常の点検については、点検ポイントを一覧にした点検票を作成し、職員による目視及び触診による点検を月1回程度実施することとし、令和元年7月から実施している。なお、児童の遊具の使用は必ず職員の見守りの下で行い、安全な使用の確保に努めている。令和2年度中に、遊具がある他の一時保護所に対し、点検票を展開し、月一回程度の点検を実施するように周知する。	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-24 (174)	里親等委託率の上昇に向けた施策について	<p>都における里親等委託率は、平成29年度で13.5%と、全国平均を大きく下回っているため、福祉保健局はその原因を分析し、里親制度の説明会の開催や広報の企画立案、登録前や委託後の里親に対する子供との接し方の研修会の実施等、里親のリクルートや支援を積極的に実施し、里親等委託率の向上に努められた。</p> <p>また、里親自体を増やすとともに、里親や里親の下で過ごす児童を取り巻く、都民全体の意識付けが必要と考える。里親になりたい人だけでなく、里親にはなれないけれど周りでサポートする人に対する一層の周知を実施されたい。</p>	<p>都民の里親に関する認知度や、里親登録を妨げる要因等について分析を行うため、令和元年に「都民及び企業に対する意識調査」並びに「里親に対するアンケート」を実施した。その結果、里親制度の社会的認知が不十分であるという意見や、里親制度そのものが社会的に周知されていることが、社員が里親になることを支援するために必要、といった意見が多数寄せられた。そこで、里親の担い手を確保するだけでなく、里親制度の認知度の向上を図り、里親が児童を養育しやすい環境を整えるため、民間企業の企画提案により里親制度普及啓発キャラクター「さとべん・ファミリー」を作成し、キャラクターを活用した動画を都営地下鉄のビジョンやWEBメディアで配信した。その他、教職員を対象とした公開講座の開催や、ワイドコロナ協定企業等の社員に向けたリーフレットの配布等、幅広く啓発活動を行った。</p> <p>また、令和2年3月に「東京都社会的養育推進計画」を策定し、令和11年度末に里親等委託率を37.4%とする目標を掲げたところである。目標値の設定に当たっては、在宅指導中の児童の潜在需要を加味するとともに、施設入所中の児童で里親委託の可能性のある児童数を勘案するなど、丁寧な推計を行っている。目標達成に向けた具体的な取組も盛り込んでおり、一貫性・継続性のある里親支援体制を構築するため、令和2年10月より、里親のリクルート及びアセスメント、里親への研修、児童と里親のマッチング、養育の支援といった一連の業務を包括的に民間機関に委託するフォスターリング機関事業を、多摩児童相談所の所管地域でモデル実施している。民間機関と児童相談所が連携しながら、地域ごとに、地域の特性に合わせたリクルートやきめ細かい里親支援を行っていく。</p> <p>さらに、委託中の里親等への支援として、令和2年度より里親支援機関に「自立支援相談員」を配置し、委託児童の日々に合わせた支援を行うなど、里親等委託率の向上に向け、里親支援の充実を図っている。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-25 (178)	児童自立支援施設における福祉職員の人員計画について	<p>森山実務学校の職員定数は、児童福祉施設最低基準で定められている「おおむね児童1人・五人につき一人以上」の基準を満たしているが、児童が日常生活を過ごす寮では、児童12人に対して2人ないしは1人で対応することとなり、職員はかなりの負担を抱えている状況である。</p> <p>また、退職者が見込まれており、職員の育成に時間がかかるにもかかわらず、数年先までの人員計画が策定されていない。</p> <p>福祉保健局は、人員計画を策定し、計画的に人材育成を行われた。</p>	<p>入所児童の支援体制を強化するため、令和元年度には職員定数を各園1名ずつ増員しており、また、計画的な人材確保・育成を行うため、福祉職の人材育成方針に基づき人材育成にも取り組んでいる。</p> <p>令和2年4月の新規採用については、業務説明会等の採用活動を充実させるなどの取組を行い、両園合計で10名以上の配属に結び付けた。</p> <p>令和3年4月の新規採用については、キャリア活用、I類B、II類など多様な採用区分により、若干から即戦力まで、多様で有為な人材の確保に努めており、採用に当たっては、新たにPR動画を作成するなど採用活動を一層充実させ、今後も引き続き試験（選考）申込者の確保を図っていく。</p> <p>新規採用職員については、児童自立支援施設の各寮に隔年各1人を上限に配置することとしており、新規採用職員の配置方針、ジョブローテーション、OJT・研修に関する福祉職の人材育成方針に基づき、計画的な育成を図っている。</p> <p>一方、児童自立支援施設では、今後10年間で30数人程度（約3割弱）の退職が見込まれているが、退職動向に応じた人員確保を確実に実施していくとともに、ジョブローテーションを行いながら福祉職全体の配置管理・育成を行っていく。</p>	改善済
意見	1-26 (183)	情報アクセスの利便性の向上について	<p>ウェブサービスで提供される情報内容及び情報提供方法の重複が散見された。</p> <p>情報提供の根拠となる規定及び事業の所管部署が異なっているため、一元管理は難しいとのことであったが、都には、両者の長所を活かした情報提供ができるよう相互にリンクを貼って紹介するなどの対応を図られた。</p> <p>また、都のホームページには、フローチャート式で都の保育関連の情報を紹介するページが作成されているが、フローチャートの結果のリンク先が、都の事業を羅列しただけのリンク集となっているものもあった。リンクは分かりやすい配置にしたり、情報の羅列ではなくカテゴリを設けて分類したりして提示するなど、分かりやすいホームページ構成を工夫されたい。</p>	<p>平成30年12月に、「とうきょう子育てスイッチ」のコンテンツ「保育所・こども園・認証保育所」に、「こぼる」のリンクを貼付した。</p> <p>令和2年8月に、都の事業を羅列しただけのリンク集となっているものをカテゴリを設けて分類を行い、一般の利用者にも分かりやすいホームページに修正した。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-27(186)	都が運営するウェブ上の情報公開の更新状況について	<p>都には運営するウェブページの管理部署を明らかにし、都民に最新の情報を提供しよう努めるとともに、活用されていないと思われるウェブページについては、削除も含め検討されたい。</p> <p>また、とうきょう子育てスイッチでは、検索結果に表示されるウェブサイトのリンク先が表示できないものが複数発見された。リンク管理自体は行っているものの、この運用が十分かつ適切であるとも言い切れない状況である。</p> <p>福祉保健局には、運営するウェブサービスやホームページのリンク管理方法を再度検討し、リンク切れの内容、紹介するリンクの階層を一つ上げるなど、都民ができるかぎり最新の情報にアクセスできるよう努力されたい。</p>	<p>平成31年4月に「とうきょう子育て応援Nav」ページを削除し、ページ内の各リンクの階層を一つ上げた。</p> <p>とうきょう子育てスイッチのコンテンツ「都内行政サービス」は、区市町村及び都関係部署から情報収集しているため、平成31年1月の行政サービス情報検索の第2回更新調査の際、紹介するリンクの階層を一つ上げるように区市町村及び都関係部署等に依頼した。</p> <p>定期的(毎月1回程度)に局で実施するホームページのリンク切れ確認などの機会を利用し、適切な管理を図っている。今後も継続して適切な管理を行っていく。</p>	改善済
意見	1-28(193)	子育て応援とうきょうパスポート事業の規模拡大について	<p>子育て応援とうきょうパスポート事業(以下、「パスポート事業」という。)は、内閣府が主導で進めている全国的な事業であるが、都は各区市で独自に進めていたこともあり、近隣県に比べ協賛店の登録数が伸びていない。</p> <p>このような事業は、協賛店が増えれば、都民への周知につながり利用が増え、利用者が増えれば、協賛店も増えるという好循環が期待できる。しかし、都では、イベントで当該事業を知り、利用してみたいと思う都民がいるものの、協賛店が生活圏に少ない状況である。</p> <p>平成30年度以降は、周知等の予算も付いているので、福祉保健局は、平成33年度末までに7,000店舗という目標の達成に向けて、効率的に登録店舗数を拡大された。</p>	<p>平成30年度については、平成30年11月～平成31年3月に、「子育て応援とうきょうパスポート事業に関する普及啓発業務等の企画・運営委託」により、パスポート利用促進と協賛店拡大PRを実施した。</p> <p>また、平成30年12月～平成31年1月には、「冬休みキャンペーン」により、平成31年3月には、「春休みキャンペーン」により、協賛店が、冬休み・春休み限定のサービスを提供し、パスポート事業をPRした。</p> <p>令和元年度については、企画提案を受けた業務委託契約により、フリーペーパーへの掲載や店舗の営業、SNS等を活用したPR等を行い、協賛店拡大の取組を実施した。</p> <p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響下における社会変化を踏まえ、都民の生活意識を的確に捉えた内容の提案を求めた上で業務委託を実施している。</p> <p><拡大状況> ・登録者数 49,900(平成31年3月末)→120,688(令和2年10月末時点) ・協賛店 4,382(平成31年3月末)→6,218(令和2年11月1日)</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-29(197)	赤ちゃん・ふらっとの検索機能向上の検討について	<p>福祉保健局には、都がホームページ上で公表する赤ちゃん・ふらっとの一覧や、子育てスイッチの地図検索システム上で、設置する施設の種類別の検索を可能にしたり、利用可能日や利用可能時間が残り込んで検索したりできるような仕組みを作るなど、利用者にとっての有用性を高めるため、更なる工夫を検討されたい。</p>	<p>赤ちゃん・ふらっとについて、現在地情報の付加、支援マップを用いた検索を可能にし、設備種類からも検索できるようにした(令和元年11月1日)。</p>	改善済
意見	1-30(201)	赤ちゃん・ふらっとと事業の価値の向上について	<p>赤ちゃん・ふらっとは、類似のベビーケアスペースと異なり、要綱基準を満たしていることが前提であり、設置後に要件を満たさないと認められた施設については個別に改善を求めると適切な運営に努めている。この点、利用者にとっては、設備や運営管理が一定以上の水準に保たれている安心感がある。また、都が設備のある施設の情報を公表しており、子育てスイッチでの検索も可能であるため、場所が調べられるというメリットもある。</p> <p>福祉保健局には、赤ちゃん・ふらっとの設置後も、引き続き水準を維持するよう管理状況を把握し、検索システムの利便性を向上することで、赤ちゃん・ふらっとの価値向上を図られたい。</p> <p>また、ベビーケアスペースや赤ちゃん・ふらっとの利用者のニーズを把握し、必要であれば要綱基準の見直しを行われたい。</p>	<p>赤ちゃん・ふらっと設置後も引き続き水準を維持できるように、設置施設に対して、基準に適合していることの確認を促すため、令和元年6月及び10月に、「赤ちゃん・ふらっと通信」(4・2回発行)を公共施設等の全設置施設に送付し、基準の周知と確認を依頼した。</p> <p>また、令和元年6月及び10月に、各区市町村の公共施設等に対し、確認を依頼するとともに、都において、現地確認を13施設で実施した。</p> <p>令和元年10月31日に、全設置施設に対し、利用者ニーズ及び施設側ニーズ調査を依頼し、ニーズの把握を行った。</p> <p>ニーズ調査の結果、追加整備に関する要望が多かった。しかし、ニーズを踏まえ、要綱改正を行うと、既存の設置基準を引き上げることになり、設置基準を満たせない赤ちゃん・ふらっとが一定数出てくると思われるため、要綱改正は行わないこととした。</p> <p>一方、把握した利用者ニーズについては、「赤ちゃん・ふらっと通信」で、施設側にフィードバックを行う。今後も引き続き、赤ちゃん・ふらっとの実態を把握するとともに、都からの情報発信も行い、赤ちゃん・ふらっとの水準を維持・向上させるよう努めていく。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-31 (204)	赤ちゃん・ふらっと事業と他事業との連携強化について	<p>赤ちゃん・ふらっとを設置する施設は、都のホームページのほかに、子育てスイッチやバスポート事業でも紹介されており、赤ちゃん・ふらっと事業は他の事業と一体となって実施されている。</p> <p>中でも、バスポート事業の専用アプリ（以下、「バスポートアプリ」という。）では、スマートフォンで手軽に赤ちゃん・ふらっとを検索することができる。しかし、現在、都のホームページではこの旨は紹介されていない。</p> <p>また、バスポートアプリでは、授乳スペースの提供など、赤ちゃん・ふらっとを設置する店舗であっても協賛店登録をしていなければ、サービスで絞った検索結果には表示されなかった。</p> <p>福祉保健局には、今後も引き続き、赤ちゃん・ふらっと事業と連携する事業のホームページ等へのリンクを、赤ちゃん・ふらっと事業のホームページで紹介したり、適合証となるステッカーにアプリのQRコードを付けたりするなど、関連する事業間での、都民への相互のサービス周知と事業展開に尽力されたい。</p>	<p>平成31年3月に、バスポートアプリを改修し、「授乳したい」、「おむつ替えしたい」等の「シーン別検索」機能を追加することにより、協賛店登録をしていない店舗の授乳スペース等についても、検索結果に表示されるようにした。</p> <p>令和元年4月25日から、都ホームページの赤ちゃんふらっと掲載ページに、子育て応援とうきょうバスポートアプリのQRコードを掲載した。</p> <p>また、事業周知を図るため、設置事業者にステッカーを配布し、入り口等に表示していただくように依頼を行っている。</p>	改善済
意見	1-32 (208)	児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業のあり方について	<p>福祉保健局は、児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業のあり方を再度検討するとともに、継続するのであれば、効果測定を実施し、事業が支援対象者の支援に役立つよう、分析・検討を実施されたい。</p>	<p>児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業は、平成30年度末を持って事業終了した。本事業の実施時点の入居者や入居予定だった者には、経過措置期間中（最長令和11年2月末まで）は支援を行うとともに、「新たなセーフティネット」事業について、必要に応じて、対象者が必要とする内容を説明するなどの支援を行っている。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-33 (210)	特命随意契約による発注方法等の見直しについて	<p>特命随意契約は、慎重に採用すべき例外的な契約手法であることから、福祉保健局は、特命理由の合理性を明確に記載するとともに、これまで以上に競争性・公正性を十分に確保できるように、特命随意契約による発注方法等について、案件ごとに、その都度、協議・検討した上で、入札・契約手続を進めるよう再徹底されたい。</p>	<p>1 契約事務担当者に向けた周知 本庁各部署及び事業所の契約事務担当者向けに研修や説明会等を実施し、その中で特命随意契約は慎重に採用すべき例外的な契約手法であることを周知している。</p> <p>《開催実績》 ・平成31年 4月17日 本庁・用度事務担当者連絡会 ・令和元年 6月19日 局研修「事務実務（契約）」 ・令和元年11月20日 令和2年度福祉保健局準備契約事務説明会 ・令和 2年 4月 本庁・用度事務担当者連絡会※ ・令和 2年 6月 局研修「事務実務（契約）」※ ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から資料配布のみ</p> <p>2 契約事務等に関する自己点検の実施 令和元年8月、起1（起案）、契約、物品管理等の事務の執行状況を把握し、一層業務を適正に管理できるよう、管理監督者の意識を高めることを目的に、本庁及び事業所の課を単位として、契約事務等に関する自己点検を実施した。その点検項目の中には、特命随意契約の特命理由に関するものもあり、これについても各課が現状把握を行っている。</p> <p>3 個別案件への対応 課担当者や各部署担当者において、十分な事前調整を行い、特命理由を明確にした上で、課内での検討を行っている。その後、福祉保健局物品買入れ等指名業者等選定委員会要綱に基づく業者選定委員会における審議により、当該特命随意契約の適切性を確保している。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (215)	東京都高齢者保健福祉計画における目標設定について	東京都高齢者保健福祉計画においては、重点項目ごとに、計画策定時の状況と目標を設定している。 定性的な目標である場合、事業の実施に当たって、どのように、いつまでに、誰が事業を遂行していくべきか、そのための予算がどの程度必要か、が不明瞭になり、効率的・経済性を損なう可能性があることから、第8期東京都高齢者保健福祉計画に向けて、定量的な目標を設定されたい。また、定性的な目標を立てざるを得ない場合であっても、比較対象を明確にし、どの程度“増加”、“減少”するのか、読み手を誤らせないような工夫を講じられたい。	令和2年度、東京都高齢者保健福祉計画を策定するため、策定委員会を開催し、計画の策定作業を進めている。9月より、策定委員会の部会である起草委員会において、計画の具体的内容、目標指標などを提示し、目標数値などについて意見を伺った。 その後、12月15日開催の第3回計画策定委員会に、数値を入れた指標案を提示し、議論していただいた。今後、1月中旬の第4回策定委員会やパブリックコメント等における意見を反映した後、3月末に計画の最終版を公表し、指摘についての措置を完了する予定である。 (スケジュール) 6/29、7/21 策定委員会開催 9/4、10/6、11/5 起草委員会 12/15 策定委員会(1月中旬及び3月開催予定) 2月 パブリックコメント 3月末 計画発表	改善中
意見	2-2 (221)	高齢者向け施設・住宅の整備目標について	都では、施設系サービスについて、平成37年度末の整備目標を設定している。その中で、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の平成37年度末の整備目標数について、現状の整備ペースではいずれも目標達成が困難であることが想定されるため、より「居」の促進策が必要である。 都は、平成37年度末の整備目標達成に向けた取組として、3年ごとに中期的な見直しを行うとともに、社会・経済情勢を考慮して柔軟に対応できるよう、年度ごとの予算編成の都度、取組の成果の検証を行い、新たな対策を検討することによって、目標を確実に達成されたい。	特別養護老人ホームの整備目標の達成に向けて、令和元年度から、整備に適した用地を確保するための取組を行う区市町村への支援を開始したほか、地域密着型特別養護老人ホームについて、整備率が低い地域への加算を創設した。 また、令和元年度において、特別養護老人ホームの整備見込みに関する調査を全区市町村に対して実施し、さらに15区市と意見交換を行い、進捗を把握した。調査・意見交換を通して、整備促進に向けて土地の確保が課題であることが明らかになったため、令和2年度から、特別養護老人ホームの定期借地権の一時金に対する補助を拡充した。 介護老人保健施設の整備を促進するため、令和2年度から、改築に対する補助を開始したほか、定期借地権の一時金に対する補助を拡充した。 なお、高齢者保健福祉計画策定委員会において、次期計画の策定作業を進めているところであり、整備目標についても検討を行う予定である。	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (224)	都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業の有効活用について	都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業(高齢者向け施設)の貸付実績は、直近の公募案件は、平成29年4月18日に公表された1件のみであり、それ以後公募を行っていない理由は、区市町村からの活用意向がなかったためとのことである。 しかし、地価が高く、施設整備に適した土地の確保が困難であることや、建築価格の高騰を背景として、都内の高齢者向け施設が不足している状況においては、都用地に対する需要があるはずである。 事業を有効に進めるべく、今後とも福祉保健局が、各区市町村の意向を適切に捉えられたい。また、各局等との連携を継続し、高齢者向け施設の整備に適した都用地を確保できるよう努め、区市町村の福祉インフラ整備を支援されたい。	各局と連携し、区市町村のニーズ等について説明し、施設整備に適した都用地の情報提供を求め、必要な土地の確保に努めてきた。また、より利用しやすい条件とするため技術的な協力をしてもらうなど、各局と調整を行ってきた。その結果、得られた情報について、定期的に区市町村に対して情報提供を行うなど、活用意向の把握に努め、福祉インフラ整備に向けた取組を強化してきた。 具体的には、年4回程度、各局から情報提供を受け、これを基に区市町村の意向確認を行っている。 こうした取組により、板橋区の都用地において、認知症高齢者グループホーム等の整備・運営事業者を決定(令和2年2月)した。また、杉並区の都用地において、認知症高齢者グループホーム等の公募を開始(令和2年8月)した。	改善済
意見	2-4 (228)	認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業について	認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業については、平成27年度から平成29年度の予算執行率が、いずれも50%を満たしていない。また、補助金の支出先については、平成29年度は都内62区市町村のうち、20区市町村である。 認知症高齢者グループホームの整備数が、平成37年度の目標数を達成するためには、指定権者である区市町村の計画・取組が重要であることから、都は、区市町村が整備に積極的に取り組めるよう支援することによって、整備促進につなげられたい。	区市町村が積極的に整備を進められるよう、認知症高齢者グループホーム整備事業に関する説明会を令和元年5月15日に開催し、42区市町村の参加があった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会開催に代えて認知症高齢者グループホーム緊急整備事業に関する資料をホームページに掲載の上、その旨を区市町村に周知した。 また、令和元年度から、オーナー型による整備について補助額の加算を創設し、令和元年度に協議を受けた案件のうち半数以上がオーナー型による整備となっている。 さらに、令和元年度からは、区市町村・運営事業者がともに認知症高齢者グループホームの利用者負担軽減を行う場合の整備費補助への加算を創設し、区市町村に対して周知を図っている。 加えて、都独自の補助として、整備状況が十分でない地域については、補助額を1.5倍に加算している。本加算については年度ごとに区市町村の状況に応じて指定地域の見直しを行っており、整備が進んでいない区市町村が積極的に整備に取り組めるよう支援している。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-5 (230)	介護サービス提供事業者の廃止・取消に係る情報公開について	<p>介護サービス事業者は、事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、指定権者に届け出なければならないとされている。</p> <p>都では、ホームページにおいて、廃止・取消事業所一覧を公表しているが、監査人が当該ホームページを確認したところ、平成30年8月23日現在、平成27年7月31日受理分が最新の情報となっていた。</p> <p>今後、事業所の廃止・取消があった際の公表のタイミングについて検討を行うとともに、廃止・取消があった場合に適宜に公表できるように体制とすること。</p>	<p>取消事業所等の行政処分を行った案件については、行政処分決定後、速やかにホームページに掲載した。</p> <p>廃止事業所の公表のタイミングについて法令上の規定はないが、原則として、当該月の廃止事業所一覧を作成し、翌月末を日途にホームページに掲載していく。</p> <p>令和2年度の廃止事業所の公表は年間5回となってしまったが、今後は、引継マニュアルに公表のタイミングを記載するとともに、複数の職員で確認を行い、迅速な公表に取り組んでいく。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-6 (235)	居宅サービス事業者に対する東京都福祉サービス第三者評価の受審促進について	<p>都では、介護サービス事業者に対し、利用者、事業者とは異なる第三者の評価機関が、介護サービス利用者に対する情報提供と、介護サービスの質の向上を目的として、介護サービス事業者を評価する、東京都福祉サービス第三者評価制度を実施している。しかしながら、居宅サービス事業者の第三者評価受審率が低いことから、情報量が少ない状況にあり、利用者による居宅サービス事業者の評価結果の活用が進まない状況にある。</p> <p>より多くの居宅サービス事業者が第三者評価を受審し、第三者評価結果の情報が利用者に公表されることは、利用者にとって、事業所に関する情報を多く収集でき、利用者目線に立った事業者の選択が可能となるメリットや、居宅サービス事業者にとって、他の事業所とは違う特徴を客観的に伝えることが可能となり、利用者に安心して選んでもらえるというメリットがある。</p> <p>都としては、これらのメリットを踏まえて、第三者評価結果の利用度を高めるための取組を行っているものの、第三者評価結果の活用が伸び悩んでいる。そのため今後も、第三者評価受審のメリットを、居宅サービス事業者に対して、受審率の向上につなげられたい。また、サービス利用者に対して、第三者評価制度について、より普及啓発を行うことで、利用者による活用を促進されたい。</p>	<p>東京都福祉サービス第三者評価の実施主体である東京都福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）では、評価・研究委員会の下に設置した評価手法ワーキング及び評価手法小ワーキングにおいて、高齢者の居宅系サービスの受審率向上策について検討を続けている。</p> <p>まず、人材確保の観点から受審のメリットを事業者に周知し、積極的な受審を促すため、東京労働局（ハローワーク）と連携した取組を進めている。</p> <p>令和2年9月、都は、都内の全ハローワークにおいて、①第三者評価を受審した事業所には求人票にその旨を記載させること、また、未受審事業所には第三者評価について周知すること、②求職した求職者に、就職先を選ぶ際の参考情報として第三者評価の結果の活用を勧奨すること、を、東京労働局に文書で依頼し、了承を得た。都は、東京労働局から各ハローワークに上記内容を周知する通知が発出されたことを確認の上、リーフレット2種類（事業者向けと求職者向け）を各ハローワークに送付した。</p> <p>令和2年10月、都は、この取組について福祉保健局のホームページに掲載するとともに、区市町村あてに周知し、事業所等への周知について協力を依頼した。また、推進機構あてに周知し、事業所等への周知について協力を依頼した。そして、受審事業所に受審済ステッカー等を送付する際に、周知文書を同封することを開始した。</p> <p>今後も事業周知を積極的に行っていく。</p> <p>また、「東京動画」等の都の広告媒体の活用や区市町村との連携による都民向け普及啓発を継続して実施していく。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-7 (237)	東京都介護認定審査会運営適正化委員会の出席率について	東京都介護認定審査会運営適正化委員会の委員の中で、出席率が極端に低い委員が2名存在する。平成28年度においては、上記2名が全ての会で欠席していることから、開催された回全てで、出席者が4名の委員のみとなっている。 東京都介護認定審査会運営適正化委員会を有効に機能させるために、欠席委員の参加促進を図り、必要に応じて、選定委員の見直しについても行われたい。	東京都介護認定審査会適正化委員会は、東京都高齢者保健福祉施策推進委員会介護給付適正化部会と統合し、令和元年度に、東京都高齢者保健福祉施策推進委員会保険者支援部会を発足させた。委員数は従前の9名から15名に増員し、高齢者の自立支援・重度化防止・介護給付適正化に向けた保険者支援策をより広く検討する体制となっている。 引き続き、保険者支援部会委員に向けて参加促進を図り、介護認定審査会適正化等の保険者支援の推進に取り組んでいく。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-8 (240)	地域包括支援センター機能強化支援事業について	地域包括支援センターの課題として、「業務量が過大」、「業務量に対する職員数の不足」が挙げられる。今後、高齢者人口が増加し、地域包括支援センターの役割が拡大していく中で、地域包括支援センターの業務量は増加することが見込まれることから、各区市町村では、地域包括支援センターの機能強化を図り、都においても、地域包括支援センターの強化を支援するため、地域包括支援センター機能強化支援事業を行っている。しかし、平成29年度における事業の予算執行率は低く、この理由として都は、①機能強化型地域包括支援センター設置事業については平成30年度で終了し、以後は高齢社会対策区市町村包括補助事業に移行することになっており、②介護予防による地域づくり推進員の配置事業については平成31年度で終了することになっているため、と認識している。 しかし、地域包括支援センターの役割が拡大し、各センターでの業務量が増加していく中で、前述した地域包括支援センターの課題を解決し、地域住民の利便性を向上させるためには、地域包括支援センターの機能強化がより必要となる。そのため、都としても、機能強化のための支援がより必要となってくることから、高齢社会対策区市町村包括補助事業の積極的な活用を呼びかけるなど、地域包括支援センター強化支援に取り組まれたい。	区市町村に事業の活用例を具体的に提示するなどして、地域包括支援センターの機能強化に向けた積極的な取組を促している。 令和元年度においては、区市町村担当者への説明会を令和元年5月7日に開催し、地域包括支援センター機能強化支援事業の活用例を説明した。 さらに、包括補助事業の事例集に活用例を掲載し、令和2年1月7日に区市町村へ配布した。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により説明会が中止となったが、説明会資料を令和2年5月13日に区市町村へ配布した。 以上の取組の成果から、令和2年度、新規で1区の事前協議があった。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-9 (242)	生活支援コーディネーターに対する研修の効果測定について	<p>生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者とされている。</p> <p>都では、生活支援コーディネーター等に対して、活動に当たっての基本理念や具体的なサービスの開発手法等に関する知識及び技術の習得・向上を図るための研修を実施している。</p> <p>保険者機能強化推進交付金の算定のための評価指標においても、生活支援コーディネーターについて、単なる配置にとどまるのではなく、地域資源の開発に向けた具体的な取組（地域コース、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか、といった指標が設けられている。</p> <p>そのため、生活支援コーディネーターに対する研修について、区市町村における高齢者の生活支援等サービスの体制強化につながっているか効果検証を行い、研修の更なる充実に役立てられたい。</p>	<p>研修受講者に対するアンケート（平成29年7月、9月）、区市町村の生活支援体制整備事業担当部署に対する事業実施状況調査（毎年度2回）、区市町村へのヒアリング、及び情報交換会の開催の結果等を踏まえて生活支援コーディネーターや区市町村の担当者が抱える課題を分析し、効果検証を行うとともに、検証内容をカリキュラム検討会に反映することで生活支援コーディネーターが生活支援の担い手の養成やサービスの開発等を効果的に実施できるよう、研修内容の充実を図っている。</p> <p>また、国の保険者機能強化推進交付金では、「研修の実施により生活支援コーディネーターを養成している」ことが都道府県別の指標となっており、上記の調査結果では、同一人の重複受講を許していないにも関わらず、初任者研修の受講者数が減少傾向にないことから、生活支援コーディネーターの人員の入れ替わりが頻繁であるという課題が読み取れた。このことから、知識・ノウハウを有さない新任の生活支援コーディネーター向けに研修を実施する需要が見込まれており、今後の研修の実施規模を決定するための検討材料としている。</p> <p>平成30年10月には、地域で活動するコーディネーターの実践的な対応力の向上を図るため、新たに現任者研修を開始し、平成31年3月には、生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進に向けて、「住民主体の地域づくり」の理念と実践が学べるよう、研修科目と内容を見直した。</p> <p>令和元年度においては、初任者研修、現任者研修Ⅰ及び現任者研修Ⅱを実施した。（参加者はそれぞれ167名、43名、30名であった。）</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の日程、内容及び実施方法について変更が生じているが、感染リスクに配慮しつつ、可能な限り計画に沿った事業を実施していく予定である。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-10 (245)	選択的介護について	<p>介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する「選択的介護」は、利用者の利便性が向上するとともに、事業者の収益性が向上し、ひいては介護職員の処遇改善に有効である、などの利点がある一方、本来、保険外サービスに盛り込むべきサービス内容が、要介護高齢者本人向けの介護保険サービスに絡み込み、結果的に不適正な給付が増えるおそれや、要介護高齢者本人やその家族からのサービスの要求が多くなり、サービスを提供する訪問介護員等の負担が過度に大きくなるおそれなどのリスクもある。</p> <p>平成30年9月に厚生労働省より発出された通知において、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の具体的な取扱いも示されたことから、今後、保険者や事業者の対応も、より柔軟に変化していくと考えられるが、都が実施するモデル事業の実施により、介護職員の確保や処遇改善に属するような事業の実施に向け、引き続き検討を行われたい。</p>	<p>モデル事業について、適切な事業運営を図るとともに、モデル事業の効果や課題について、豊島区とともに、事業者や利用者へのアンケート調査やヒアリング調査を実施し、「利用者の利便性・満足度・安心感が向上すること」、「自立支援を阻害しないこと」、「ケアの効率や質的向上に資すること」等について検証を行っている。また、利用者の中長期的な利活用状況やニーズの傾向についても、個別事例に着目した検証を行った。</p> <p>令和2年3月までの取組の成果やノウハウをまとめた報告書を作成し、令和2年6月に公表した。</p>	改善中
意見	2-11 (248)	島しょ部における介護サービスについて	<p>島しょ部は、地理的な事情もあり、介護サービスを支える人材の確保が特に困難であり、特に小規模な保険者は、市場性の面から、介護サービス事業として成立させることは困難であることが課題である、と都は考えている。</p> <p>島しょ部は、区部や多摩部と異なる点が多々あり、それぞれの離島町村によっても特徴が異なる。それぞれの離島に居住する住民にとって、それぞれの離島町村にあったサービス提供が可能となるよう、今後も保険者を支援された。</p>	<p>離島や山間部等の過疎地域は介護サービスの確保が困難であり、それら町村の特性に応じた施策の充実を目的として、離島等サービス確保対策検討委員会を設置し、介護サービス提供体制の充実を図っている。</p> <p>当該委員会を令和元年7月3日、同年11月19日、令和2年1月21日、同年7月28日（暫開開催）、同年11月12日に開催した。該事次第としては、現状における介護保険制度全般的な技術的助言や東京都施策の情報提供を行った上で、当該島しょ等地域の特性を踏まえた人材確保や保険者機能強化充実のための検討を行い、①要介護認定の適正な事務処理、②離島等町村が所管する指導課長、③自立支援・重度化防止・介護給付適正化の全般的な技術的助言のほか、東京都の施策の情報提供、当該地域における介護保険事業計画の策定、人材確保や保険者機能強化のための支援策の検討を行った。引き続き、当該地域の特性や実情に応じた支援の充実に努める。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-12(255)	介護に関する研修事業の層の充実について	研修実績を見ると、実績者数が予定者数を下回っている研修も多く、研修事業を拡大していく動きが弱いように思われる。また、介護職員を対象としているスキルアップ研修は、人材不足の影響から3日間の研修へ参加できない状況があり、必要な研修が受けられず、スキルアップの機会が確保されないことで、人材が定着せず、人材不足の悪循環を招く可能性がある。 介護に携わる人材が研修に参加することのできる環境を構築し、必要な人材に研修事業が有意義に活用されるよう努められたい。	1 スキルアップ研修 介護職員を対象としたスキルアップ研修については、介護事業所向けのアンケート調査の結果(医療の知識に関する研修には参加させたいが、1事業所当たりの参加可能な日数の平均は1.17日/月)を踏まえ、有識者によるカリキュラム検討会(令和元年7月～9月に計3回実施)で検討した結果、3日間のカリキュラムを1日に変更し、介護職員が参加しやすい設定にするとともに、新任職員向けと中堅職員向けの2コースとすることにより、質の高い介護サービスが確保されるよう再構築を行った。 令和2年度は、上記の内容により、新型コロナウイルス感染症対策を行った上、計5回(新任職員向け3回、中堅職員向け2回)の研修を予定している。 2 歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修 歯科医師認知症対応力向上研修については、平成30年度から研修回数を増やし、令和元年度からは、より受講者が参加しやすい会場で実施する等の対策を講じている。 薬剤師認知症対応力向上研修については、受講希望者の申込時の利便性を考慮し、平成30年度からは、WEB上でも研修の申込みができる形に変更を加えている。さらに令和元年度からは講師と講義内容にも変更を加えるなど、受講者が受講しやすく、より満足度が高い研修の実施に向け、運営体制及び研修内容の見直しを図っている。 3 認定調査員等研修及び介護認定審査会運営適正化研修 主に区市町村から受講希望申請を受け付けている認定調査員等研修事業及び介護認定審査会運営適正化研修事業については、都施設等の会場収容人数を基にした受講定員の設定により区市町村の需要数との差があり、8割程度の受講率にとどまっているものもある。そのうち、資格付与の認定調査員新規研修については、受講者の利便性を考慮し、平成29年度2回、30年度3回、令和元年度4回と実施回数を増やしたが、平成29年度411名、30年度565名、令和元年度497名との実績で、実施回数の多い令和元年度ではなく、平成30年度が最も多い受講実績となった。区市町村の受講需要数は均等ではなく、年度により異なっていると思われる。 なお、研修カリキュラムに関しては向上に努め、要介護認定制度の公正中立の確保を図っている。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-13(261)	介護職員キャリアパス導入促進事業の普及について	介護職員キャリアパス導入促進事業の対象となる都内の介護サービス施設・事業所数は、平成30年4月末時点で10,671か所ある一方、平成29年度に、事業を利用した施設・事業所数は238か所であり、対象施設・事業所に対して2%程度しか利用されていない。 介護職員がキャリアパスを構築しながら、介護の仕事に誇りを持って働くことができ、介護人材の不足に歯止めをかけられるよう、都が実施する介護職員キャリアパス導入促進事業を広く活用し、より多くの事業所で介護キャリア段位制度を導入できるような取組を実施されたい。	都は、介護人材の育成・定着に向けて、国が創設した「介護キャリア段位制度」を活用して、キャリアパスの導入に取り組む事業所を支援している。 より多くの事業所が介護職員キャリアパス導入促進事業に取り組めるように、本事業の支援内容の充実、都内に介護事業所を有する法人を対象とした説明会の開催など、本事業の更なる普及に向けて着実に取り組んでいる。 具体的には、令和元年度から、介護事業所が利用しやすくなるため、アセッサー講習受講支援事業費補助の補助要件を緩和するといった見直しを行った。また、令和元年度は主に以下の周知を実施した。 令和元年4月 ・都及び公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページへの掲載の開始 ・事業内容及び説明会開催について、都内に介護事業所を有する法人あてに、案内郵送 ・公益財団法人東京都福祉保健財団が発行する「とうきょう福祉ナビゲーション」のメールマガジンでの周知(6月、9月、10月にも同様実施) 令和元年5月 ・福祉保健局発行の「かいてき便り」による周知(8月、9月、10月、11月にも同様実施) ・本事業説明会の実施 説明会では、都内に介護事業所を有する法人を対象に、「介護キャリア段位制度」の実施機関からの「介護キャリア段位制度」の説明や、具体的な補助金活用のイメージをつかんでもらうため、補助金活用実績のある事業所からの活用事例紹介等を実施した。 ・区市町村へ周知協力依頼(11月にも同様実施) 令和元年6月 ・介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金説明会での周知 等 また、平成29年度から、介護事業所が「介護キャリア段位制度」を活用し、キャリアパスの導入に取り組めるよう、キャリアパス導入促進事業費補助を活用していない介護事業所を対象に、経営コンサルタントの訪問等による個別相談等を実施しており、令和元年度は8月から実施した。 さらに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中においても、本事業の普及に向けて動画を作成し、周知に取り組んでいる。動画は、対象事業所のニーズに応じたコンテンツとすることで、普及啓発を図っている。また、令和元年度同様に、令和2年9月から、キャリアパス導入促進事業費補助を活用していない介護事業所を対象に、経営コンサルタントの訪問等による個別相談等を実施している。 また、令和2年度から、介護保険制度の介護職員処遇改善加算等の取得を支援する事業を新たに実施しており、この支援を利用した介護事業所に対しては、本事業を利用するよう案内を行っている。 さらに、令和2年7月に、「介護キャリア段位制度」の層の推進を図るため、本制度の必要な見直しを図るよう、国に提案要求を行っている。	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-14 (265)	介護の仕事に対するイメージ改善への取組について	<p>若年層が将来的に介護の仕事を検討するに当たっては、本人だけでなく、幅広い世代のイメージアップの必要性があり、対象を若年層に限らず、家族を介護している世代に対する啓蒙活動や、親子を対象とした介護体験イベントを実施する等、より多くの都民のイメージアップにつながる取組を検討されたい。</p> <p>また、福祉や介護の仕事の直接的な体験は、肯定的なイメージにつながることから、体験者の経験を発信し、福祉や介護に関心のない層に届けることができるような取組の実施など、今後も介護の仕事に対するイメージ改善に努められたい。</p>	<p>令和元年度は、シンボルキャラクターであるハローキティを活用し、福祉の仕事の魅力を伝える動画の作成・発信、駅構内での展示イベント、大学学園祭への出展、中学生への冊子の配布等を行った。動画や冊子には、介護分野等で活躍している方へのインタビューを掲載するなど、具体的に仕事の魅力を感じられるよう工夫している。</p> <p>また、引き続き、小学生が親子で参加可能な福祉の仕事体験や、中学生・高校生を対象とした職場体験を実施している。</p> <p>さらに、福祉を専門に学んでいない大学生を対象にしたインターンシップ事業も実施し、多くの若年層が介護を中心とした福祉の仕事を経験し、魅力を実感できる場を提供している。インターンシップ事業については、体験時の様子や体験者の感想を取材し、HPにより発信するなど、広く情報を発信する取組もしている。</p> <p>令和2年度も、既に街頭ビジョン等での動画放映や、都内全中学生への冊子の配布を行っており、今後、イメージアップ広告なども実施予定である。</p>	改善済
意見	2-15 (269)	介護福祉士等修学資金貸与事業の活用について	<p>介護福祉士等修学資金貸与事業では、介護の仕事を目指す者を支援し、無利子での貸付と、条件を満たす場合の返還免除が定められている。</p> <p>しかしながら、過去3年間の貸付実績は計画を大きく下回っており、十分な活用ができていない状況と言える。</p> <p>修学資金を貸与することにより、介護福祉士の養成・確保や介護職への再就職を後押しするという目的が達成されることで、今後の介護人材の不足を解消していくことにつながることから、当該事業の一層の周知を図り、計画に沿った活用が可能となるような取組を実施されたい。</p>	<p>福祉保健局ツイッターで、月1回を目安に本制度について発信するとともに、東京都福祉人材センターで実施する求職者向けセミナーでのチラシ配布、求職相談センターへ来所する方への案内、センター内でのチラシ配架などにより情報発信を行っている。</p> <p>なお、貸付件数（継続貸付を含む。）は、平成30年度は537件、令和元年度は668件と大きく増加しており、令和2年度についても増加が見込まれている。</p> <p>今後も様々な情報発信を検討していく。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-16 (272)	東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業の活用促進について	<p>都は、介護職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進することを目的とし、東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業を、平成28年度から実施している。</p> <p>現状においては、執行率の低さから、事業の周知が徹底されておらず、当該事業を活用しきれていない状況が窺える。</p> <p>当該事業を活用していない事業所に、引き続き積極的に利用を呼び掛け、事業の活用を促進されたい。</p>	<p>都は、本事業の活用を促進するため、令和元年度、以下の周知を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年2月 平成31年度事業案内チラシを【送付先】(1)及び(2)へ郵送 平成31年2月 人事採用担当者向け事業説明会を実施 平成31年4月 都及び東京都福祉保健財団HPでの周知を実施 令和元年5月 区市町村・東京都社会福祉協議会等へ周知協力依頼 令和元年5月 事業案内リーフレット及び説明会の案内を【送付先】(1)～(3)へ郵送 令和元年7、9月 かいき便りにて周知 令和元年5～9月 本事業を新たに利用する法人向け事業説明会を実施 <p>【送付先】</p> <ol style="list-style-type: none"> 福祉避難所に指定されている都内介護事業所（施設長あて） (1)を運営している法人（人事採用担当者あて） 福祉避難所に指定される可能性のある施設系の都内介護事業所（施設長あて） <p>※送付先(2)については、平成30年度包括外部監査後の新たな取組</p> <p>なお、本事業については、近年の大規模災害の発生状況等を踏まえ、令和2年度から、1事業所当たりの補助の上限戸数を、一律4戸から利用定員に応じて最大20戸まで拡充している。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都及び東京都福祉保健財団HPでの周知や、区市町村・東京都社会福祉協議会等へ周知協力依頼、新しく作成した事業案内リーフレットの郵送などにより、引き続き積極的な周知を行った結果、事業計画としては1,894戸の申請があった。</p> <p>今後も積極的な周知により、事業の活用を促進していく。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-17 (274)	東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の活用について	<p>東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」とは、福祉の職場に関心のある都民に対し、介護をはじめ、保育、障害分野等、福祉の職場に関する情報を発信するWEBサイトである。</p> <p>「ふくむすび」は、平成28年度から設計・開発が行われ、平成30年度の運用・保守まで定めると、総額122万円以上の費用をかけて開発したホームページであり、今後も運用・保守のために継続して費用がかかることとなる。しかしながら、「ふくむすび」の効果測定は実施されておらず、目標設定のないまま多額の費用が投入されている。</p> <p>「ふくむすび」は、福祉関連の職場情報を集約して管理、発信することで、福祉の職場に関心のある者が情報を得るための有用なツールであることから、介護人材の不足を解消するためにも、「ふくむすび」の活用を増やし、これまで以上に人材活用を促進されたい。</p>	<p>ふくむすびは、令和元年度のICT推進部によるシステムアセスメントの結果、現在設定している目標を改めて整理すること、その目標を達成するための実現方法をシステムの再構築も視野に入れながら検討すること、再構築を行う場合には利用者ニーズ等、意見を十分に収集・分析すること、今後、継続的な効果測定が可能なシステムにしていくこと等を指摘された。また、システムの機能・費用面についても問題点を指摘されている。ついては、この評価を踏まえ、令和3年度はシステム開発に関して専門的視点から現状の調査・分析を行い、課題の抽出や解決策の検討、それを実現するためのシステムの基本構想を策定し、令和4年度以降にシステムの再構築を実施する予定である。</p> <p>令和元年度はまた、ふくむすびのサイト分析及び改善提案に係る業務委託を実施した。提案された改善策については、コンテンツの内容の修正やレイアウト変更、SEO対策など、可能なものから順次着手している。令和2年度は分析結果を踏まえ、より効率的、効果的なWeb広告を展開していく。</p> <p>運用面においては、サイト利用者の拡大に向けて、広く求職者向け研修等の受講者向けにふくむすびを紹介し、登録を促すほか、掲載するコンテンツやメルマガの内容の充実、配信方法の工夫等に取り組んでいる。今後も利用者のニーズを踏まえたサイト作りを行っていく。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-18 (279)	ロボット介護機器の活用と介護現場におけるICT化の促進について	<p>ロボット介護機器を導入した施設は、平成29年度に5施設、平成30年度には30か所を予定しており、導入支援を実施した施設数を見る限り、広く普及されるまでの支援ができていないと見られる。</p> <p>普及する上では、ロボット介護機器の導入支援に、今後「努力」を入れる必要がある。</p> <p>また、在宅においてもロボット介護機器の導入を促進し、在宅での介護負担を軽減する支援の実施も検討されたい。</p> <p>ICT機器・技術の導入時には、システムを利用する介護職員に負担がかかること、システムトラブルなどが想定されるため、適切な運用のためのフォローといったソフト面にも配慮し、幅広い普及に努められたい。</p>	<p>ロボット介護機器の導入支援については、導入費用補助に加え、事業者の機器導入計画作成についても支援し、機器を適切に活用してもらうことで、介護従事者の負担軽減、介護の質の向上及び高齢者の自立支援を図り、介護職員の定着支援及び高齢者の生活の向上につなげている。ロボット介護機器の裾野を拡大するため、ロボット介護機器の導入支援については、令和元年度、新たに国基金事業の上乗せ補助（補助率3/4）を実施した。また、補助率3/4を適用した事業所には、公益財団法人東京都福祉保健財団が実施するセミナー（他の事業所のモデルとなる事業所「アドバンス施設」を育成するための取組）に参加してもらっており、令和3年度、公開見学会にも協力してもらう予定である。令和2年度における導入費用補助は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減しながらサービス提供を継続できるよう、補助基準額の引上げなどをを行い、71件の内泊を行った。</p> <p>また、在宅におけるロボット介護機器の導入を促進するため、公益財団法人東京都福祉保健財団によるロボット介護機器の普及啓発セミナー等による本事業の周知に加え、令和元年6月に、介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金説明会で案内を配布し、事業周知の強化を図った。</p> <p>ICT機器を活用し、介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム（以下「介護業務支援システム」という。）の導入支援については、機器に関するノウハウが属人的であることが多く、知見を持つ人材が乏しいため、業務改善等のコンサル支援が必要である。そこで、令和元年度から、介護業務支援システムの選定に関するコンサルティンク経費、導入した介護業務支援システムを活用した業務改善に関するコンサルティンク経費の補助を開始した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減しながらサービス提供を継続できるよう、補助対象のサービス種別を拡大するとともに、補助基準額の引上げなどを行い、113件の交付申請書の提出がある。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-19 (284)	外国人介護従事者の受入れについて	<p>今後、都内の施設において、外国人介護従事者が増えることが予想され、そうした施設の円滑な運営を支援する施策も重要と考えられる。</p> <p>外国人労働者を活用する上での課題は、「利用者等との会話等における意思疎通に支障がある」など、言語能力の問題が大きい。このような課題を解決するため、言語能力の向上を支援する等の取組の実施に注力された。</p> <p>また、「経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業」では、介護福祉士候補として外国人を受け入れ、介護福祉士国家資格受験の可否までの成果を把握しているものの、その後の都内介護事業所等での外国人介護福祉士の就業状況については把握していない。</p> <p>都は、今後、外国人介護福祉士の就業実態の把握を行うなど、事業の効果検証を実施されたい。</p>	<p>都は、経済連携協定に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等に対し、介護福祉士国家資格取得に向けた日本語学習等の経費の一部を補助している。</p> <p>また、外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生を受け入れる介護保険施設等に対し、介護技能や日本語学習等の経費の一部を補助している。</p> <p>さらに、令和元年度から、介護事業所等が外国人介護従事者受入れに係る各制度の趣旨に沿って、外国人を円滑に受け入れられるよう支援している。具体的には、外国人介護従事者受入れセミナー、外国人介護従事者指導担当職員向け研修及び介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金を実施した。これらの取組については、令和2年度においても引き続き実施している。なお、介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金については、令和2年度から、補助対象の拡大や補助要件の緩和を行い、取り組んでいる。</p> <p>「経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業」における介護福祉士候補者の受入状況については、平成30年12月に実施した調査に引き続き、令和2年2月に受入全施設を対象に調査を行った。結果として、合格後においても、本事業の補助金を受けた施設の外国人介護福祉士候補者のうち、合格者の7割は、介護業務に継続して従事していることが確認された。</p>	改善済
意見	2-20 (292)	シルバーバス事業について	<p>利用者負担金及び利用者運賃補助の積算根拠の妥当性を見直されたい。また、将来の高齢化の進行に伴う事業費の増加予測など、長期的な視野から事業の必要性や継続可能性も含め、今後の事業のあり方について検討されたい。</p>	<p>令和2年2月に、「東京都シルバーバス利用者実態調査」、「東京都シルバーバス制度のあり方調査」の集計結果を分析した「東京都シルバーバス関連調査報告書」を取りまとめ、公表した。</p> <p>この報告書により、シルバーバスの利用状況や、利用者を含む幅広い年代の都民の制度に対する考え等について、その概要を把握することができた。一方で、今回の調査回答の背景にある高齢者を取り巻く地域の状況や環境など、さらなる把握が必要な事項も明らかになった。</p> <p>現在のシルバーバス制度開始から約20年が経過し、高齢者の生活環境や健康状況は大きく変化している。</p> <p>こうした中で、シルバーバス制度の目的である「高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者の福祉の向上を図る（東京都シルバーバス条例）」を実現していくためには、高齢者を取り巻く地域の状況や環境などを把握するとともに、その調査結果も踏まえて、都における高齢者の社会参加に関する様々な施策のあり方を検討する中で、シルバーバスのあり方を検討していくことが必要である。</p> <p>そのため、現在、高齢者を取り巻く地域の状況や環境などの調査を行っている。</p> <p>具体的には、高齢者の社会参加の実態、都内区市町村における高齢者の社会参加促進の取組とその課題、将来の利用者となる世代の意識・意向、地域交通事情等の変化、他自給体での取組状況について、令和2年度中に把握を行う予定である。</p>	改善中

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-21 (296)	老人クラブへの助成事業について	<p>老人クラブへの平成29年度の加入率は7.3%と、近年低下傾向にある。老人クラブへの助成事業は、介護予防や、地域の見守り、助け合いの観点からも重要な事業である。また、公益財団法人全国老人クラブ連合会においては、老人クラブ数を増加させる目標があることから、引き続き、老人クラブが魅力的な組織であることへの取り組みが必要がある。</p> <p>また、高齢者の価値観や生き方が多様化していることが加入率の低下の要因であるならば、高齢者の生活の多様化に対応した、柔軟な勧誘活動やクラブ活動のPRを行い、高齢者の生きがいづくりにつなげられたい。</p>	<p>会員増強を実現している区市町村を取材し、会員増強支援のための区市町村の関わり方や工夫をまとめ、他区市町村の参考になるよう、令和2年区市町村向け説明会の資料で配布した。地域ごとの特性もあるため、今後も複数の好事例を取材し、充実を図っていく。</p> <p>「老人クラブ芸能大会」について、引き続き東京都老人クラブ連合会との共催により実施し、都庁記者クラブに対して同大会の取材案内を行った。今後もマスコミに働きかけていく。</p> <p>老人クラブ芸能大会で都知事賞を受賞した方を取材し、11月の老人クラブにおける活動の様子や健康の秘訣など、老人クラブ活動の魅力を高齢社会対策部関連のホームページにて発信した。引き続き掲載記事の充実を図り、多様な価値観を持った高齢者に向け、魅力を発信していく。</p> <p>各地区での会員増強運動について、各老人クラブにおける新規会員獲得の好事例を収集し、他クラブの参考になるよう冊子を作成していくこととした。今後、東京都老人クラブ連合会と連携して、各老人クラブにおける会員増強運動の支援を行っている。</p> <p>東京都老人クラブ連合会の健康づくり関連のイベント、講座の告知チラシ3点を、東京観光情報センターに配架した。今後も配架を続けていく。</p> <p>また、健康づくりイベントの告知記事を「月刊福祉保健10月号」に掲載した。今後も記事の掲載を続けていく。</p>	改善済
意見	2-22 (300)	板橋キャンパス仲町用地的有効活用について	<p>板橋キャンパス仲町用地には、都立板橋看護専門学校の新校舎や各種施設、保育所跡地があるものの、全て利用されていない状態にある。</p> <p>これらの土地、建物の維持管理に当たっては、経費が毎年度一定程度発生しており、長期にわたって費用負担が続くことになれば、経済性の観点から望ましくない。これらの土地、建物が、今後、長期にわたって使用されない状態となる場合、柔軟な勧誘活動、資産の有効性からも望ましくないと考える。</p> <p>都民にとって有効活用となるよう、次の活用方法について、都として引き続き検討されたい。</p>	<p>関係各部担当者（各事業部門、各局財産管理部門等）の間で、定期・随時にヒアリング等を実施することにより、意向確認・情報共有を図っている。</p> <p>現在、他局が倉庫等の用途で活用するなど、全庁での利用を進めているが、当該局は、当面継続的に利用することを希望している。このように暫定的な利用を行うことで、都における資源の有効活用・予算の圧縮（全庁における資産委託経費の削減等）などに寄与している。</p> <p>また、中長期的な活用方針については、各事業分野（少子・障害などの現状、今後の需要予測などを総合的に考慮し、社会情勢により意識に変動し、多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、当局事業に係る施設の建替等を進めていく方向で慎重に検討している。</p>	改善中